



公正取引委員会  
マスコットキャラクター  
「どっきん」

沖縄総合事務局総務部公正取引室では、実務経験を積んだ職員を講師として派遣し、講義等を行う「消費者セミナー」を開催しています。

消費者セミナーは、平成22年度以降、沖縄県婦人連合会、市町村婦人会、各市町村の商工会議所等で開催実績があり、令和2年度は初めて大学（沖縄キリスト教学院大学）で開催。景品表示法の違反事例を多数紹介し、私たち消費者の暮らしと公正取引委員会の関わりを学生に分かりやすく伝えました。

令和3年度は、より分かりやすくアレンジした内容で、初めて県内中学生向けにも開催する予定です。

## 消費者セミナーの内容

### ●競争の必要性

私たち消費者が、安くて良質な商品・サービスを購入することができる理由を考えてもらい、商品の取引が行われる場（市場）における競争の必要性を説明しています。

### ●マーケティング活動のルール

事業者が一般消費者に商品等を販売する際に行うマーケティング活動では、「表示（広告宣伝）」や「景品類（商品に含まれない「おまけ」等の経済的利益）の提供」が活用されています。では、どんな表示や景品類提供も許されるのか？といえば、そうではありません。

一般消費者に対する表示や景品類提供のルールである「景品表示法」の内容を解説し、将来、事業活動を行う立場になった時に、正しいマーケティングが行えるよう、また、消費者として、欲しい商品・価値のある商品を選択することができるよう、さまざまな違反事例を紹介しています。



消費者セミナーで発表する学生の様子

### ●不当表示・過大景品類の例を教えて！

例えば、①シワやシミが消える効果がないのに、あるサプリメントを飲むだけでシワ等が消える効果があると示すネット通販の表示、②1万円で売ることができない商品について、「当店通常価格1万円⇒5千円」と記載した小売店のチラシ表示、③100円の商品を購入した人を対象として、抽選で100万円分もの高額旅行券が当たるとする過大な景品類の提供企画などの、不当表示・過大景品類の提供事例が多数あります。

- アンケート結果 沖縄キリスト教学院大学における消費者セミナーでは、講師を務めた公正取引室長と学生との間での積極的な質疑応答もあり、学生からは、実施後に、好意的な意見・感想が多数寄せられました。以下では、その一部をご紹介します。

#### 主な意見・感想（一部抜粋）

- 企業側は法律に違反せず商品販売しなければならないのはもちろんですが、私達消費者も、正しく明瞭に表示された商品を見極めて賢い買い物をすることが大事だと強く感じました。
- 私達が知っているネットショッピング等の身近な会社が、嘘の宣伝をしていたことに驚きました。
- 今回の講義で、私達が自由に物を選択し買えることができるのは、販売側にルールを守らせる審判役の公正取引員委員会がいるからだとなりました。また、私たちの生活の中で、違反事例が多くあることに驚きました。
- 公正取引委員会について深く知ることができた。公正取引委員会が開催するセミナーや説明会があったら、これからも積極的に参加していきたいです！

公正取引室で実施している各種広報活動は、オンラインでも行っています。  
消費者セミナーについてもオンライン方式で実施できますので、お気軽にご連絡ください。

お問合せ先 総務部 公正取引室 TEL 098-866-0049